

平成24年第5回（12月）上越市議会定例会

## 総務常任委員会資料【所管事務調査】

上越市自治基本条例の検証について	・・・・・・・・	1～3
上越市自治基本条例に関する意見書	・・・・・・・・	別冊



所管委員会	総務常任委員会
提出課	自治・地域振興課

## 上越市自治基本条例の検証について

### 1 目的

平成 20 年 4 月 1 日に施行した上越市自治基本条例（以下「条例」という。）に基づくこれまでの取組を振り返りながら、自治の在り方を改めて見つめ直すとともに条例の理念を再認識することにより、自主自立のまちづくりの歩みをより一層進めるための契機とするため、条例第 43 条第 1 項の規定に基づく 5 年に一度の条例の見直しに必要な検証を行うもの

### 2 検証の視点

#### (1) 社会経済情勢の変化

社会経済情勢の変化に照らして条例の規定に不備が生じていないか。

#### (2) 条例の運用の状況

条例の趣旨に沿った市政運営が行われているか。

### 3 検証の内容

#### (1) 市長（市）による検証

##### ア 庁内セルフチェックの実施（4 月～5 月）

庁内セルフチェックとして、条例に基づくこれまでの取組を振り返りながら、自治の在り方を改めて見つめ直すとともに、職員一人一人が条例の理念を再認識することにより、自主自立のまちづくりのより一層の推進に向けた意識の向上を図ることを目的として全課等において市政運営の実施状況を点検し、その結果を「上越市自治基本条例検証結果報告書」（以下「検証結果報告書」という。）として取りまとめた。

##### イ 検証結果（検証結果報告書から）

- ・ 条例施行後の社会経済情勢の動向に照らしても、条例の規定に不備はない。
- ・ 条例に基づく取組の実施状況については、より一層の推進を図る必要がある点がある。
- ・ 今後は、条例の認知度を上げ、市民の意識や関心を高めていくことが課題

#### (2) 市民による検証

##### ア 市民会議による検証（7 月～11 月）

公募に応じた市民（委員の半数）、地域活動を行う団体で活動している人など 16 人の委員により組織する「上越市自治基本条例推進市民会議」（以下「市民会議」という。）を設置し、7 回の会議を開催して検証結果報告書を参考に条例の検証を実施し、その結果を「上越市自治基本条例に関する意見書」（別冊参照。以下「意見書」という。）として取りまとめた。

##### 〈市民会議の検討経過〉

開催回	開催日	議 題
第 1 回	平成 24 年 7 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上越市自治基本条例について</li> <li>・ 検証の進め方について</li> <li>・ 検証結果報告書について</li> </ul>
第 2 回	平成 24 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の運営に関する確認事項について</li> <li>・ 上越市自治基本条例の検証に関する意見交換</li> </ul>

開催回	開催日	議 題
第 3 回	平成 24 年 9 月 26 日	・今後の進め方について ・条例改正に関する事項についての協議
第 4 回	平成 24 年 10 月 10 日	・市の取組に関する事項についての協議
第 5 回	平成 24 年 10 月 24 日	・市の取組に関する事項についての協議
第 6 回	平成 24 年 11 月 14 日	・市の取組に関する事項についての協議 ・上越市自治基本条例に関する意見書（案）の検討
第 7 回	平成 24 年 11 月 28 日	・上越市自治基本条例に関する意見書（案）の検討

#### イ 市民への意見募集（8月）

広報上越等で、検証結果報告書について市民の意見を募集し、市民会議の意見書に反映した。

#### ウ 検証結果（意見書から）

- ・現段階においては、規定に不備は見当たらず、改正を要しない。
- ・条例に基づく取組のうち、より一層推進を図る必要があるものについて、次のとおり指摘あり。

##### 〈指摘事項〉

##### ① 審議会等について

- ◆できるだけ多くの公募委員を入れるよう努めること。
- ◆団体等から選任する委員は、その団体等の長に限らず、広く構成員のうちから選任するよう努めること。
- ◆上記二点を踏まえて、委員の選任基準等を再検討すること。

##### ② パブリックコメントについて

- ◆制度の周知徹底を図るとともに、資料を市民に分かりやすいものとするなどの工夫をすること。
- ◆回答は的確かつ分かりやすいものとし、丁寧かつ謙虚に行うこと。
- ◆意見を十分に反映させられるような早い段階で実施すること。

##### ③ 地域自治区について

- ◆検討組織の設置等により、一定の期限を設けた上で、地域協議会の一層の活性化を図るために必要な検証を行うこと。

##### ④ 市民参画について

- ◆市民参画に関する制度の充実・改善を図るとともに、周知を効果的かつ積極的に行い、市民の意識をより一層高めるよう努めること。

#### (3) 議会の意見聴取（12月）

所管事務調査において議会の意見を聴取する。

#### 4 検証結果の公表

検証の結果を最終報告書として取りまとめ、公表する。

##### 【最終報告書の骨子（案）】

###### 〈要旨〉

- ・ 検証の結果、現段階において、条例の改正は不要である。
- ・ なお、条例に基づく取組については、市民会議からの指摘事項等を踏まえて必要な改善等を行いながら、引き続き条例の目的である自主自立のまちの実現に向けた市政運営を行っていく必要がある。

###### 〈構成〉

- ① 市長による検証の結果
- ② 市民による検証の結果
- ③ 議会の意見聴取の結果
- ④ 総括

#### 5 今後のスケジュール

時 期	内 容
12月中旬	市民会議からの指摘事項を担当課にフィードバック
2月1日	市民会議の検証結果を公表（広報上越、市ホームページ他）
3月1日	最終報告書の公表（広報上越、市ホームページ他）